

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。

- 法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- さしかえない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。
- ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

内容見本 (B5判縮小)

第2 建築物の構造及び建築設備 2 構造強度

○外装材の構造方法

第2 外装材は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 建築物の屋外に面する部分に取り付ける飾石、張り石その他これらに類するものは、ボルト、かすがい、銅線その他の金物で軸組、壁、柱又は構造耐力上主要な部分に緊結すること。
- 二 建築物の屋外に面する部分に取り付けるタイルその他これらに類するものは、銅線、くぎその他の金物又はモルタルその他の接着剤で下地に緊結すること。

告示の内容を簡潔にまとめた見出しを付しています。

POINT

外装材について屋外に面する部分に取り付ける飾石、張り石等についてはボルト等の金物で軸組や構造耐力上主要な部分(全13)に緊結しなければなりません。また、同じくタイル等のものは銅線等の金物やモルタル等の接着剤で下地に緊結しなければなりません。

告示の要点や実務上の留意事項を解説しています。

設計業務や確認申請で特に重要な部分を抜粋して掲載しています。

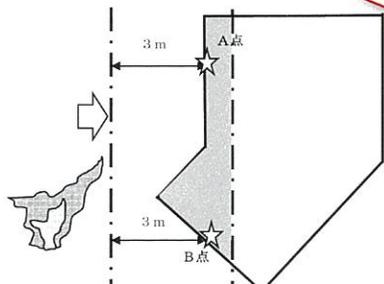
○帳壁の構造方法

第3 地階を除く階数が3以上である建築物の屋外に面する帳壁は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 帳壁及びその支持構造部分は、荷重又は外力により脱落することがないように構造耐力上主要な部分に取り付けること。
- 二 プレキャストコンクリート板を使用する帳壁は、その上部又は下部の支持構造部分において可動すること。ただし、構造計算又は実験によってプレキャストコンクリート板を使用する帳壁及びその支持構造部分に著しい変形が生じないことを確かめた場合にあつては、この限りでない。
- 三 鉄網モルタル塗の帳壁に使用するラスシート、ワイヤラス又はメタルラスは、日本産業規格(以下「JIS」という。)A5524(ラスシート(角波亜鉛鉄板ラス))1994、JIS A5504(ワイヤラス)1994又はJIS A5505(メタルラス)1995にそれぞれ適合するか、又はこれらと同等以上の性能を有することとし、かつ、間柱又は副縁その他の下地材に緊結すること。
- 四 帳壁として窓にガラス入りのはめごろし戸(網入ガラス入りのものを除く。)を設ける場合にあつては、酸化性のシーリング材を使用しないこと。ただし、ガラスの落下による危害を防止するための措置が講じられている場合にあつては、この限りでない。

適宜、図表を交えて解説しています。

図：延焼のおそれのある部分(配置図)



B点は火源に対して正対していないため、火源からの距離が同じA点よりも熱影響は小さい。

クリックすると表示されます。

○耐火構造の構造方法を定める件

平成十二年五月三十日建設省告示第千三百九十九号

平成十六年九月二日国土交通省告示第一七七号
 平成十七年六月二日国土交通省告示第六九号
 平成二十六年八月二日国土交通省告示第八六一号
 平成二十八年三月三〇日国土交通省告示第五三八号
 平成二十九年三月二日国土交通省告示第二〇一号
 平成三〇年三月二日国土交通省告示第四七二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第二条第七号の規定に基づき、耐火構造の構造方法を次のように定める。

耐火構造の構造方法を定める件

第一 壁の構造方法は、次に定めるもの(第二号へ及び第五号へに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分(以下「取合い等の部分」という。))を、当該取合い等の部分の表面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスターその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号、以下「令」という。)第百七条第一号及び第二号に掲げる技術的基準(第一号にあつては、通常の火災による火熱が二時間加えられた場合のものに限る。)に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあつては、次のイからチまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 鉄筋コンクリート造(鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さが平成十三年国土交通省告示第千三百七十二号第二項の基準によるものにあつては、防火上支障のないものに限る。第五及び第六を除き、以下同じ。)、鉄筋コンクリート造(鉄筋又は鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが平成十三年国土交通省告示第千三百七十二号第二項の基準によるものにあつては、防火上支障のないものに限る。第五及び第六を除き、以下同じ。)、又は鉄骨コンクリート造(鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが三センチメートル未満のものを除く。)で厚さが十センチメートル以上のもの

ロ 軸組を鉄骨造とし、その両面を塗厚さが四センチメートル以上の鉄網モルタルで覆ったもの(塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。)

ハ 軸組を鉄骨造とし、その両面を厚さが五センチメートル以上のコンクリートブロック、れんが又は石で覆ったもの

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

告示でわかる

住宅設計基準のポイント

編集 住宅設計基準研究会

代表 横内 伸幸(元大阪府建築主事)

告示閲覧WEBサービス付

難解な告示規定の「要所」がわかる!

住宅設計に欠かせない告示を網羅!

膨大な建築関係の告示から住宅設計に関するものを選別し、建築基準法の体系に沿って分類・整理しています。

根拠の特定や重要事項の確認が容易!

確認申請や設計業務で押さえておきたい告示の原文を抜粋し、実務上の留意点を解説しています。

信頼できる確かな内容!

建築法規に精通した行政経験者が、豊富な知見と実務経験を活かして執筆しています。

追録購読者特典

告示をWEBで閲覧できる!

加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁1,100頁
定価16,500円(本体15,000円) 送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●バンダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信!

新日本法規出版株式会社

本社 東京都千代田区千代田1-1-1
 本館本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
 名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪府中央区内平野町2丁目1番12号
 広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
 (2020.11)665-1⑥

総合法令情報企業として社会に貢献



公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



掲載内容

第1 総則

【用語の定義（法2条関係）】

- ◆法2条6号口に基づく建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により燃焼するおそれのない部分（令2・2・27国交通告197）
- ◆法2条7号に基づく耐火構造の構造方法（平12・5・30建告1399）
- ◆法2条7号の2に基づく準耐火構造の構造方法（平12・5・24建告1358）
- ◆法2条8号に基づく防火構造の構造方法（平12・5・24建告1359）
- ◆法2条9号に基づく不燃材料（平12・5・30建告1400）
- ◆法2条9号の2口に基づく防火設備の構造方法（平12・5・24建告1360）

【検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限（法7条の6関係）】

- ◆法7条の6第1項2号に基づく国土交通大臣が定める基準（平27・2・23国交通告247）

【維持保全（法8条関係）】

- ◆法8条3項に基づく維持保全計画等の指針（昭60・3・19建告606）

【確認審査等に関する指針等（法18条の3関係）】

- ◆法18条の3第1項に基づく確認審査等に関する指針（平19.6.20国交通告835）

【用語の定義（令1条関係）】

- ◆令1条5号に基づく準不燃材料（平12・5・30建告1401）
- ◆令1条6号に基づく難燃材料（平12・5・30建告1402）

【面積、高さ等の算定方法（令2条関係）】

- ◆令2条1項2号に基づく国土交通大臣が指定する構造（平5・6.24建告1437）
- ◆令2条1項5号に基づく工作物の築造面積の算定方法（昭50.4.1建告644）

【確認の特例（令10条関係）】

- ◆令10条3号及び4号口の国土交通大臣の指定する基準（平19・8・22国交通告1119）

【計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更（規則3条の2関係）】

- ◆規則3条の2第1項16号の規定に基づき、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度に著しい変更を及ぼさない変更（平28・12・26国交通告1438）

第2 建築物の構造及び建築設備

1 一般構造

【石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置（法28条の2関係）】

- ◆法28条の2第2号に基づく石綿等をあらかじめ添加した建築材料（平18.9.29国交通告1172）

【長屋又は共同住宅の各戸の界壁（法30条関係）】

- ◆法30条に基づく遮音性能を有する長屋又は共同住宅の界壁の構造方法（昭45.12.28建告1827）

【便所（法31条関係）】

- ◆法31条2項に基づく尿尿浄化槽の構造方法（昭55・7・14建告1292）

【学校、病院、児童福祉施設等の居室の採光（令19条関係）】

- ◆令19条3項ただし書に基づく照明装置の設置、有効な採光方法の確保等の措置の基準（昭55.12.1建告1800）

【有効面積の算定方法（令20条関係）】

- ◆令20条1項ただし書に基づく有効採光面積の算定方法（平15.3.28国交通告303）

【換気設備の技術的基準（令20条の2関係）】

- ◆令20条の2に基づく居室に設ける自然換気設備及び機械換気設備の構造方法（昭45・12・28建告1826）

【火を使用する室に設けなければならない換気設備等（令20条の3関係）】

- ◆令20条の3に基づく調理室等に設ける換気設備（昭45・12・28建告1826）

【居室を有する建築物の建築材料についてのクロルピリホスに関する技術的基準（令20条の6関係）】

- ◆令20条の6第1項2号に基づくクロルピリホスを発散するおそれのない建築材料（平14.12.26国交通告1112）

【居室を有する建築物の建築材料についてのホルムアルデヒドに関する技術的基準（令20条の7関係）】

- ◆令20条の7第1項1号に基づく建築材料（平14.12.26国交通告1113）

【居室を有する建築物の換気設備についてのホルムアルデヒドに関する技術的基準（令20条の8関係）】

- ◆令20条の8第2項に基づく必要な換気を確保するところができる居室（平15.3.27国交通告273）

【地階における住宅等の居室の技術的基準（令22条の2関係）】

- ◆令22条の2第1号イに基づく開口部（平12・5・31建告1430）

【階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び路面の寸法（令23条関係）】

- ◆令23条4項に基づく階段の構造方法（平26・6・27国交通告709）

【法31条2項等の規定に基づく汚物処理性能に関する技術的基準（令32条関係）】

- ◆令32条に基づく処理対象人員の算定方式（昭44・7・3建告3184）

【合併処理浄化槽の構造（令35条関係）】

- ◆令35条に基づく合併処理浄化槽の構造方法（昭55・7・14建告1292）

【石綿関係（令137条の4の3関係）】

- ◆令137条の4の3第3号に基づく石綿が添加された建築材料を被覆し又は固着する措置（平18.9.29国交通告1173）

【仮使用の認定の申請等（規則4条の16関係）】

- ◆規則4条の16第2項の国土交通大臣が定める図書（平27・2・23国交通告247）

2 構造強度

【構造強度（法20条関係）】

- ◆法20条1項2号イ及び3号イに基づく建築物の構造方法が安全性を有することを確かめるための構造計算の方法（平19・5・18国交通告592）

【大規模の建築物の主要構造部等（法21条関係）】

- ◆法21条2項2号に掲げる基準に適合する壁等の構造方法（平27・2・23国交通告250）

【耐火建築物等としなければならない特殊建築物（法27条関係）】

- ◆法27条1項に基づく特殊建築物の主要構造部の構造方法等（平27・2・23国交通告255）

【地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物等に準ずる建築物（令36条の2関係）】

- ◆令36条の2第5号の国土交通大臣が指定する建築物（平19・5・18国交通告593）

【基礎（令38条関係）】

- ◆令38条3項、4項に基づく基礎の構造方法及び構造計算の基準（平12・5・23建告1347号）

【屋根ふき材等の緊結（令39条関係）】

- ◆令39条2項に基づく屋根ふき材等の構造方法（昭46・1・29建告109）

【木造建築物等の土台及び基礎（令42条関係）】

- ◆令42条1項に基づく地盤が軟弱な区域として特定行政庁が区域を指定する基準（昭62・11・10建告1897）

【木造建築物等の柱の小径（令43条関係）】

- ◆令43条1項ただし書及び2項ただし書に基づく木造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準（平12・5・23建告1349）

【木造建築物等の構造耐力上必要な軸組等（令46条関係）】

- ◆令46条2項1号イの規定に基づき、構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小はりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準（昭62・11・10建告1898）

【構造耐力上主要な部分である継手又は仕口（令47条関係）】

- ◆令47条1項に基づく木造の継手又は仕口の構造方法（平12・5・31建告1460）

【組構造建築物等に関する規定の適用の範囲（令51条関係）】

- ◆令51条1項ただし書の規定に基づく補強された組構造の建築物の部分等の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準（平12・5・

23建告1353）

【補強を要する組構造（令59条の2関係）】

- ◆令59条の2に定める組構造の建築物等を補強する構造方法（平12・5・23建告1354）

【補強コンクリートブロック造の塙（令62条の8関係）】

- ◆令62条の8のただし書の規定に基づく補強コンクリートブロック造の塙の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準（平12・5・23建告1355）

【鉄骨造建築物等の柱の脚部（令66条関係）】

- ◆令66条に基づく鉄骨造の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法（平12・5・31建告1456）

【鉄骨造の柱の防火被覆（令70条関係）】

- ◆令70条に基づく鉄骨造の柱の防火被覆の構造方法（平12・5・23建告1356）

【鉄筋コンクリート造建築物等の鉄筋の継手及び定着（令73条関係）】

- ◆令73条2項ただし書に基づく鉄筋の継手の構造方法（平12・5・31建告1463）

【鉄筋コンクリート造のコンクリートの強度（令74条関係）】

- ◆設計基準強度との関係において安全上必要なコンクリート強度の基準（昭56・6・1建告1102）

【鉄筋コンクリート造建築物等の型枠及び支柱の除去（令76条関係）】

- ◆令76条2項に基づく現場打コンクリートの型枠及び支柱の取外しに関する基準（昭46・1・29建告110）

【鉄筋コンクリート造建築物等の柱の構造（令77条関係）】

- ◆令77条3号〔現行：令77条4号〕に基づく鉄筋コンクリート造の柱の帯筋比を算出する方法（昭56・6・1建告1106）

【鉄筋コンクリート造建築物等の鉄筋のかぶり厚さ（令79条関係）】

- ◆令79条2項に基づく令79条1項の規定を適用しない鉄筋コンクリート造の部材及び令79条の3第1項の規定を適用しない鉄筋コンクリート造の部材の構造方法（平13・8・21建告1372）

【構造方法に関する補則（令80条の2関係）】

- ◆令80条の2第1号に基づく壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準（平13・6・12国交通告1025）

【土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造方法（令80条の3関係）】

- ◆令80条の3にに基づく土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の外壁等の構造方法並びに当該構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有する門又は塙の構造方法（平13・3・30国交通告383）

【構造計算（令81条関係）】

- ◆令81条1項4号に基づく超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準（平12・5・31建告1461）

【保有水平耐力計算（令82条4号関係）】

- ◆令82条4号に基づく建築物の使用上の支障が起らないことを確かめる必要がある場合及びその確認方法（平12・5・31建告1459）

【屋根ふき材等の構造計算（令82条の4関係）】

- ◆令82条の4に基づく屋根ふき材及び屋外に面する帳壁の風圧に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準（平12・5・31建告1458）

【積雪荷重（令86条2項関係）】

- ◆令86条2項ただし書及び令86条3項に基づく多雪区域を指定する基準及び垂直積雪荷重を定める基準（平12・5・31建告1455）

【枠組壁工法を用いた建築物等の構造方法（規則8条の3関係）】

- ◆規則8条の3に基づく構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法（平13・10.15国交通告1541）

3 耐火構造、準耐火構造、防火構造、防火区画等

【大規模の建築物の主要構造部等（法21条関係）】

- ◆令109条の5第1号に掲げる基準に適合する法

21条1項に規定する建築物の主要構造部の構造方法（令元・6・21国交通告193）

【屋根（法22条関係）】

- ◆法22条に基づく屋根の構造方法（平12・5・24建告1361）

【外壁（法23条関係）】

- ◆法23条に基づく耐力壁、非耐力壁の構造方法（平12・5・24建告1362）

【耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準（令108条の3関係）】

- ◆令108条の3第1項イに基づく内装の仕上げを不燃材料ですることその他これに準ずる措置の基準及び別に定める温度（平28・4・22国交通告692）

【主要構造部を準耐火構造とした建築物と同等の耐火性能を有する建築物の技術的基準（令109条の3関係）】

- ◆令109条の3第1号及び令113条1項3号に基づく準耐火性能と同等の性能を有する屋根の構造方法（平12・5・25建告1367）

【主要構造部を準耐火構造とした建築物と同等の耐火性能を有する建築物の技術的基準（令109条の3関係）、防火壁の設置を要しない建築物に関する技術的基準（令115条の2関係）】

- ◆令109条の3第2号及び令115条の2第1項4号に基づく準耐火性能と同等の性能を有する床又はその直下の天井の構造方法（平12・5・25建告1368）

【法22条1項の市街地の区域内にある建築物の屋根の性能に関する技術的基準（令109条の8関係）】

- ◆令109条の8及び令136条の2の2に基づく不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途（平28・4・22国交通告693）

【警報設備の技術的基準（令110条の5関係）】

- ◆令110条の5に基づく警報設備の構造方法（令元・6・21国交通告198）

【無窓居室（令111条関係）】

- ◆令111条1項に規定する主要構造部を耐火構造等とすることを要しない避難上支障がない居室の基準（令2・3・6国交通告249）

【防火区画（令112条関係）】

- ◆令112条1項に基づく特定防火設備の構造方法（平12・5・26建告1369）

【木造等の建築物の防火壁及び防火床（令113条関係）】

- ◆令113条1項2号に基づく通常の火災による防火壁又は防火床以外の建築物の部分の倒壊によって生ずる応力が伝えられた場合に倒壊しない防火壁及び防火床の構造方法及び同3号に基づく延焼を有効に防止できる防火壁及び防火床の構造方法（令元・6・21国交通告197）

【建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁（令114条関係）】

- ◆令114条5項に基づく建築物の界壁、間仕切壁又は隔壁を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法（平12・5・26建告1377）

【建築物に設ける煙突（令115条関係）】

- ◆令115条1項3号に基づく煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の塵ガスその他の生成物の熱により燃焼させない煙突の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分の構造方法（平16・9・29国交通告1168）

【防火壁の設置を要しない建築物に関する技術的基準等（令115条の2関係）】

- ◆令115条の2第1項6号に基づく耐火構造の床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法（昭62・11・10建告1900）

4 避難施設等

【廊下、避難階段及び出入口の適用の範囲（令117条関係）】

- ◆令117条2項2号に基づく通常の火災時において相互に火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさない構造方法（平28・4・22国交通告695）

【避難階段及び特別避難階段の構造（令123条関係）】

- ◆令123条3項2号に基づく特別避難階段の階段室又は付室の構造方法（平28・4・22国交通告696）

【排煙設備の設置（令126条の2関係）】

- ◆令126条の2第1項5号に基づく排煙設備の設置

を要しない火災が発生した場合に避難上支障がある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分（平12・5・31建告1436）

【排煙設備の構造（令126条の3関係）】

- ◆令126条の3第2項に基づく各室において給気及び排煙を行う排煙設備の構造方法（平12・5・31建告1437）

【非常用照明装置の設置（令126条の4関係）】

- ◆令126条の4第4号に基づく非常用照明装置を設けることを要しない避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するもの（平12・5・31建告1411）

【非常用の照明装置の構造（令126条の5関係）】

- ◆令126条の5第1号に基づく非常用の照明器具及び非常用の照明装置の構造方法（昭45・12・28建告1830）

【非常用出入口の設置（令126条の6関係）】

- ◆令126条の6に基づく屋外からの進入を防止する必要がある特別な理由（平12・5・31建告1438）

【非常用出入口の構造（令126条の7関係）】

- ◆令126条の7第7号に基づく非常用の出入口の機能を確保するために必要な構造の基準（昭45・12・28建告1831）

5 特殊建築物等の内装

【特殊建築物等の内装（令128条の5関係）】

- ◆令128条の5第1項及び第4項に基づく難燃材料の内装仕上げに準ずる仕上げ（平12・5・31建告1439）

6 建築設備等

【建築設備の構造強度（令129条の2の3関係）】

- ◆令129条の2の4第2号〔現行：令129条の2の3第2号〕に基づく建築設備の構造耐力上安全な構造方法（平12・5・29建告1388）

【給水、排水その他の配管設備の設置及び構造（令129条の2の4関係）】

- ◆令129条の2の4第1項3号に基づく昇降機の昇降路内に設けることができる配管設備の構造（平17・6・1国交通告570）

【換気設備（令129条の2の5第3項関係）】

- ◆令129条の2の6第3項〔現行：令129条の2の5第3項〕に基づく中央管理方式の空気調和設備の構造方法（昭45・12・28建告1832）

【昇降機の適用の範囲（令129条の3関係）】

- ◆令129条の3第2項1号及び2号の規定を適用しない特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーター（平12・5・31建告1413）

【エレベーターの荷重（令129条の5関係）】

- ◆令129条の5第2項に基づく用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターの籠の積載荷重（平12・5・31建告1415）

【エレベーターの籠の構造（令129条の6関係）】

- ◆令129条の6第1項1号及び3号に基づく籠内の人又は物による衝撃に対して安全な籠の各部の構造方法及び籠内の人又は物が籠外の物に触れるおそれのない籠の壁又は囲い及び出入口の戸の基準（平20・12・10国交通告1455）

【エレベーターの昇降路の構造（令129条の7関係）】

- ◆令129条の7第1号に基づく昇降路外の人又は物が籠又は釣合おりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準（平20・12・10国交通告1454）

【エレベーターの駆動装置及び制御器（令129条の8関係）】

- ◆令129条の8第1項に基づくエレベーターの駆動装置及び制御器が地震その他の振動によって転倒し又は移動するおそれがない方法（平21・7・6国交通告703）